（材質）

第二百二十条　温度計（抵抗体温計を除く。）の材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

（性能）

第二百二十二条　温度計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

（検定公差）

第二百二十五条　温度計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

（構造検定の方法）

第二百二十六条　温度計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

（器差検定の方法）

第二百二十七条　温度計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

（性能に係る技術上の基準）

第二百二十八条　温度計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

（使用公差）

第二百二十三条　温度計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

（性能に関する検査の方法）

第二百二十四条　温度計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

（材質）

第二百二十条　温度計（抵抗体温計を除く。）の材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

（性能）

第二百二十二条　温度計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］

（検定公差）

第二百二十五条　温度計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］

（構造検定の方法）

第二百二十六条　温度計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］

（器差検定の方法）

第二百二十七条　温度計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］

（性能に係る技術上の基準）

第二百二十八条　温度計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］

（使用公差）

第二百二十三条　温度計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］

（性能に関する検査の方法）

第二百二十四条　温度計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］